

知財高裁中間判決に関するお知らせ

2019年5月30日
株式会社 MARI モビリティ開発
(旧社名：株式会社マリカー)

株式会社 MARI モビリティ開発（以下「当社」）及び当社の代表取締役社長である山崎雄介を被告として、任天堂株式会社より、平成29年2月24日付で提起されていた不正競争行為差止等請求事件について、令和1年5月30日付で、知的財産高等裁判所より中間判決が言い渡されましたので、下記のとおり、お知らせ致します。

当社の主張が認められなかった部分については誠に遺憾であり、内容を精査して引き続き対応して参ります。

以上